

A-1 次の記述は、アマチュア無線局の免許の欠格事由について述べたものである。電波法（第5条）の規定に照らし、内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

次のいずれかに該当する者には、アマチュア無線局の免許を与えないことができる。

- ① 電波法又は放送法に規定する罪を犯し  A  に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から  B  を経過しない者
- ② 無線局の  C  から  B  を経過しない者

	A	B	C
1	懲役	3年	免許の取消しを受け、その取消しの日
2	懲役	2年	運用の停止の命令を受け、その処分の期間が終了した日
3	罰金以上の刑	3年	運用の停止の命令を受け、その処分の期間が終了した日
4	罰金以上の刑	2年	免許の取消しを受け、その取消しの日

A-2 次に掲げる事項のうち、無線局の免許状に記載する事項に該当しないものはどれか。電波法（第14条）の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の目的                      2 無線局の種別                      3 通信事項                      4 無線設備の工事設計

A-3 次の記述は、変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更の工事が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 A  を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録点検事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 B  を省略することができる。

注1 登録点検事業者とは、電波法第24条の2（点検事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

	A	B
1	当該無線局の無線設備	その一部
2	当該無線局の無線設備	その全部
3	許可に係る無線設備	その全部
4	許可に係る無線設備	その一部

A-4 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、その免許状をどうしなければならないか。電波法（第24条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 速やかに廃棄しなければならない。
- 2 3箇月以内に返納しなければならない。
- 3 1箇月以内に返納しなければならない。
- 4 無線局の免許申請書の添付書類の写しとともに2年間保存しておかなければならない。

A-5 次の記述は、アマチュア無線局の受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて  A を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が  A を与えない限度は、受信空中線と  B の等しい  C を使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項から第22項までの規定で別に定めるものについては、この限りでない。

	A	B	C
1	他の無線設備の機能に支障	電氣的常数	擬似空中線回路
2	他の無線設備の機能に支障	利得及び能率	空中線結合回路
3	重要無線通信を行う無線局の運用に妨害	電氣的常数	空中線結合回路
4	重要無線通信を行う無線局の運用に妨害	利得及び能率	擬似空中線回路

A-6 次の表は、記号をもって表示する電波の型式とその内容について述べたものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、各記号とその表す内容の組合せの正しいものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式 の記号	各記号が表す内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F3C	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2	G7D	角度変調であって位相変調	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	ファクシミリ
3	A3E	振幅変調であって両側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	J3F	振幅変調であって全搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）

A-7 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り  A によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る  B によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

	A	B
1	外囲の温度若しくは湿度の変化	気圧の変化
2	外囲の温度若しくは湿度の変化	振動又は衝撃
3	電源電圧又は負荷の変化	気圧の変化
4	電源電圧又は負荷の変化	振動又は衝撃

A-8 次の記述は、変調について述べたものである。無線設備規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信装置は、 A  によって搬送波を変調する場合には、変調波の  B  において  C  パーセントを超えない範囲に維持されるものでなければならない。

A	B	C
1 音声	尖頭値 <sup>せん</sup>	±85
2 音声	平均値	±100
3 音声その他の周波数	尖頭値 <sup>せん</sup>	±100
4 音声その他の周波数	平均値	±85

A-9 次の記述は、アマチュア無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合には、 A 、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- (1) 免許状に  B  であること。
- (2) 通信を行うため必要最小のものであること。
- ③ ①又は  C  の規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内	②の(1)
2 無線設備の設置場所	記載されたもの	②の(2)
3 無線設備の工事設計	記載されたものの範囲内	②の(2)
4 無線設備の工事設計	記載されたもの	②の(1)

A-10 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A  又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその  B  その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、 C  については、この限りでない。

注 電波天文業務とは、宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B	C
1 他の無線局	運用を不可能にする混信	遭難通信
2 他の無線局	運用を阻害するような混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
3 放送の受信を目的とする受信設備	運用を不可能にする混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
4 放送の受信を目的とする受信設備	運用を阻害するような混信	遭難通信

A-11 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときはどうしなければならないか。無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 混信を与えないように注意しながら呼出しをしなければならない。
- 2 空中線電力を低下させた後で呼出しをしなければならない。
- 3 その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 4 他の通信が行われているときは、少なくとも3分間経過した後でなければ呼出しをしてはならない。

A-12 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実にない呼出しを受信したときはどうしなければならないか。無線局運用規則（第26条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 他の無線局が応答しない場合は、直ちに応答しなければならない。
- 2 試験電波を発射して相手局に再度の呼出しを喚起しなければならない。
- 3 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRA?」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

A-13 次の記述は、アマチュア無線局の免許人が電波法等に違反したときに総務大臣が行う処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 A 以内の期間を定めて  B の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 C 若しくは空中線電力を制限することができる。

	A	B	C
1	6箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数
2	6箇月	電波の発射	周波数
3	3箇月	無線局の運用	周波数
4	3箇月	電波の発射	電波の型式、周波数

A-14 次の記述のうち、無線従事者がその免許を取り消されることがある場合に該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 5年以上無線設備の操作を行わなかった場合
- 2 刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられた場合
- 3 日本の国籍を失った場合
- 4 不正な手段によりその免許を受けた場合

A-15 次の記述は、重要無線通信を妨害した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第108条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ①  A 又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、 B 若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、 C 又は250万円以下の罰金に処する。
- ② ①の未遂罪は、罰する。

	A	B	C
1	電気通信業務	電気事業に係る電気の供給の業務	5年以下の懲役
2	電気通信業務	ガス事業に係るガスの供給の業務	10年以下の懲役
3	固定業務	ガス事業に係るガスの供給の業務	5年以下の懲役
4	固定業務	電気事業に係る電気の供給の業務	10年以下の懲役

A-16 次の記述は、無線従事者の免許を与えない場合について述べたものである。電波法（第42条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

次のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

- ① 電波法第9章（罰則）の罪を犯し  A  に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から  B  を経過しない者
- ② 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から  B  を経過しない者
- ③  C  欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

	A	B	C
1	罰金以上の刑	2年	著しく心身に
2	罰金以上の刑	5年	身体に
3	懲役	2年	身体に
4	懲役	5年	著しく心身に

A-17 無線通信規則（第5条）の周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯を下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 23,350kHz～24,000kHz
- 2 24,000kHz～24,890kHz
- 3 24,890kHz～24,990kHz
- 4 24,990kHz～25,010kHz

A-18 次の記述は、無線局からの混信について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 混信を避けるために、送信局の  A  及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の  A  は、特に注意して選定しなければならない。
- ② 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 B  の  C  をできる限り利用して、最小にしなければならない。

	A	B	C
1	位置	指向性のアンテナ	利点
2	位置	送信設備及び受信設備	電気的特性
3	無線設備	指向性のアンテナ	電気的特性
4	無線設備	送信設備及び受信設備	利点

A-19 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、どう措置しなければならないか。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 違反した局に連絡しなければならない。
- 2 国際電気通信連合に報告しなければならない。
- 3 違反を認めた局の属する国の主管庁に報告しなければならない。
- 4 違反した局の属する国の主管庁及び国際電気通信連合に報告しなければならない。

A-20 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア局の最大電力は、 A が定める。
- ② 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の  B 一般規定は、アマチュア局に適用する。
- ③ アマチュア局は、その伝送中  C 自局の呼出符号を伝送しなければならない。

A	B	C
1 関係主管庁	技術特性に関する	30分ごとに
2 関係主管庁	すべての	短い間隔で
3 国際電気通信連合	すべての	30分ごとに
4 国際電気通信連合	技術特性に関する	短い間隔で

B-1 次の記述は、電波法に規定する定義を述べたものである。電波法（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 「電波」とは、 ア 以下の周波数の電磁波をいう。
- ② 「無線電信」とは、電波を利用して、 イ を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ③ 「無線電話」とは、電波を利用して、 ウ を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ④ 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための  エ をいう。
- ⑤ 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の  オ を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

1 300万メガヘルツ	2 モールス符号	3 音声その他の音響	4 通信設備	5 操作
6 500万メガヘルツ	7 符号	8 音声	9 電氣的設備	10 管理

B-2 次に掲げるもののうち、送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件として、無線設備規則（第20条）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 整合が十分であること。
- イ 満足な指向特性が得られること。
- ウ 通達距離を必要最小限度にとどめるものであること。
- エ 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- オ 空中線の近傍にある物体による影響をなるべく受けないものであること。

B-3 次に掲げるもののうち、無線局運用規則（第13条）の規定に照らし、無線電信通信に使用するQ符号とその意義との組合せとして正しいものを1、正しくないものを2として解答せよ。

Q符号	意義
ア QRH?	こちらの周波数は、変化しますか。
イ QRK?	こちらの信号（又は・・・（名称又は呼出符号）の信号）の明りょう度は、どうですか。
ウ QRM?	そちらは、空電に妨げられていますか。
エ QRN?	こちらの伝送は、混信を受けていますか。
オ QSY?	こちらは、他の周波数に変更して伝送しましょうか。

B-4 次に掲げるもののうち、電波法（第80条）の規定に照らし、無線局の免許人が総務大臣に報告しなければならないときに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 非常通信を行ったとき。
- イ 原因不明の重大な混信を受けたとき。
- ウ 非常の場合の無線通信の訓練のための通信を行ったとき。
- エ 電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- オ 人の生命に重大な危害を及ぼす犯罪の現行犯人の逮捕に関し急を要する通信を行ったとき。

B-5 次の記述は、有害な混信の定義について述べたものである。国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の の運用を し、又は に従って行う の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを し若しくは する混信をいう。

- |   |           |   |        |   |        |   |      |    |    |
|---|-----------|---|--------|---|--------|---|------|----|----|
| 1 | その属する国の法令 | 2 | 無線通信規則 | 3 | 一時的に中断 | 4 | 特別業務 | 5  | 妨害 |
| 6 | 反覆的に中断    | 7 | 無線通信業務 | 8 | 電気通信業務 | 9 | 安全業務 | 10 | 制限 |